

| | |
|---|---|
| (陳受 30 第 4 号) 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書の提出を求める陳情書 | |
| 受理年月日 | 平成 30 年 7 月 20 日 |
| 陳 情 者 | 〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-4-2 全国都市会館 6 階 全国市議会議長会 会長 山田 一仁 |
| 陳 情 の 要 旨 | |
| <p>全国市議会議長会では、厚生年金の地方議会議員の加入を実現するため、関係委員会に置いて要請活動を重ね、全国の各市議会においても意見書の提出などにご尽力をいただきまいりましたが、今通常国会では関連法案の提出が難しい状況となりました。</p> <p>地方議会議員年金制度は平成 23 年 6 月に廃止されましたが、その際、「地方議会議員年金制度廃止後、概ね一年を目途として、地方議会における人材確保の観点を踏まえた新たな年金制度について検討を行う」旨の附帯決議が全会一致で可決されたところです。</p> <p>全国市議会議長会では、この附帯決議を一つの契機とし、民間サラリーマンが加入する厚生年金への地方議員の加入に向けて、関係法律の整備を図るため、要望活動を展開してまいりました。</p> <p>地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、民間会社に勤務している方々が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用が受けることができ、老後や家族を心配することなく、選挙に立候補できる環境が整うこととなります。</p> <p>つきましては、厚生年金への加入を求める意見書を採択されていない市議会におかれては、9 月定例会に意見書を可決の上、国会・関係行政庁にご提出いただきますようお願いいたします。</p> <p>【山口県意見書提出市議会】 下関、山口、防府、岩国、長門、柳井、美祢</p> | |

厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書(案)

地方創生の推進とともに、加速する人口減少社会への対応が、我が国の将来にとって喫緊の政治課題となっている。地方議会の果たすべき役割と責任は、ますます重要となる。

このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向をくみとり、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。また、地方議会議員は、議会活動のほか地域における住民ニーズの把握等様々な議員活動を行っており、近年においては、都市部を中心に専門化が進んでいる。

一方、今日では、就業者に占めるサラリーマンの割合は約9割にも達し、地方議会議員のなり手もサラリーマンからの転身者が増加している。地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、民間会社の社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、老後や家族を心配することなく選挙に立候補できる環境が整うことになる。多様で有為な人材の確保に大きく寄与すると考えられる。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 月 日

〇〇都道府県〇〇市(区)議会議長〇〇〇〇

衆議院議長〇〇〇〇殿

参議院議長〇〇〇〇殿

内閣総理大臣〇〇〇〇殿

内閣官房長官〇〇〇〇殿

総務大臣〇〇〇〇殿

財務大臣〇〇〇〇殿

厚生労働大臣〇〇〇〇殿